

## 大阪広域水道企業団柏原水道事業3階建住宅等における直結直圧式給水に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、柏原水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程第5条第7項第1号「3階建ての建物で直結直圧式により給水するとき。」として、3階建住宅等における直結直圧式給水に関する必要な事項を定めるものとする。

(適用要件)

第2条 給水区域内で、次の各号に掲げる条件を満たすこと。

- (1) 接続する配水支管の口径は50ミリメートル以上、かつ、最小動水圧は0.25メガパスカル以上
- (2) メーター口径は20ミリメートル以上
- (3) 給水装置内における最小動水圧は、0.15メガパスカル以上
- (4) 給水栓の設置高は、配水支管布設道路面から8メートル以下(図第1)
- (5) 3階部分の給水用具は、口径20ミリメートル以上の管に接続(図第1)
- (6) 大便器(トイレ)はタンク式
- (7) 4階建て以上の建物で4階以上に給水用具を設置しないこと。
- (8) 受水槽式との併用はしないこと。
- (9) 水道メーターボックス内に、流量調整型逆止弁付伸縮止水栓を設置すること。
- (10) 大阪広域水道企業団水道事業給水条例、柏原水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程、大阪広域水道企業団柏原水道事業開発行為等に関連する水道施設整備要綱及び同取扱規程を遵守すること。

※ただし、大阪広域水道企業団柏原水道事業給水装置工事施行基準5-2.2受水槽式に該当する場合は、適用しない。

(事務手続き)

第3条 3階建住宅等における直結直圧式給水を行う場合は、次の各号の手続きを行わなければならない。

- (1) 3階建住宅等直結直圧式給水事前協議書(様式第1)の提出
- (2) 3階建住宅等直結直圧式給水事前協議回答書(様式第2)の受領
- (3) 給水装置工事の申込時、3階建住宅等直結直圧式給水申請書(様式第3)及び誓約書(様式第4-1若しくは様式第4-2)の提出

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は企業長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。